平成２６年（フ）第３４７９号
神奈川県横浜市青葉区元石川町6300―１―106
破産者　鈴木　武則
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４９０号
東京都江東区塩浜２丁目５番１号
破産者　株式会社Ｎａｎｏ　Ｗｏｒｌｄ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４９１号
東京都江東区塩浜２丁目５―１―512
破産者　奥田　晶子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４９２号
神奈川県横浜市南区六ツ川３丁目75―２　サングレイス弘明寺弐番館501
破産者　上田　崇平
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２１号
東京都新宿区新宿２丁目３番11号　中根ビル４階
破産者　株式会社ボスコム
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２４号
東京都中野区新井５―１―10　ミリオンハイム101
破産者　有限会社クオデザイン
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２５号
東京都中野区沼袋３丁目24―７
破産者　黒川　由香（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３６号
東京都目黒区東山１丁目16番15号
破産者　有限会社ミュゼデザインアソシエイツ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３７号
神奈川県川崎市宮前区土橋５丁目４―24―608
破産者　粟田　康夫
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６０号
東京都渋谷区恵比寿南３丁目１番21号　マツザキビル６Ｆ
破産者　株式会社ＲＥＰＲＯＶＩＤ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６１号
東京都新宿区大京町12―61、住民票上の住所川崎市高津区溝口２丁目14―３　ＭＳビル６Ｆ
破産者　清水　一城
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５１９号
東京都青梅市河辺町６丁目26―14
破産者　土屋　二三
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７０号
埼玉県幸手市東２丁目25―23
破産者　小松　芳見
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７１号
埼玉県幸手市東２丁目25―23
破産者　小松　啓子
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５８１号
東京都足立区西綾瀬３丁目15―13
破産者　丸山　人志
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６１１号
千葉県松戸市千駄堀807―103
破産者　武藤　昭勝
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６１８号
東京都港区高輪２丁目17―12―304
破産者　河波　光宏
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３０号
東京都調布市深大寺東町７丁目２―２―103
破産者　篠原　真吾
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６５０号
東京都杉並区宮前４丁目33―15―307
破産者　吉　　紀三
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６５３号
東京都荒川区南千住６丁目70―12　第一あづま荘102
破産者　菊野　良一
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６５４号
東京都荒川区南千住６丁目70―12　第一あづま荘102
破産者　万木　早苗
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６５５号
東京都墨田区押上３丁目３―７
破産者　山谷　公一
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部